

学校施設整備に係る補助制度の改正について

1 概要

国では、インフラの急速な老朽化が予想される中、国と地方公共団体がインフラの戦略的な維持管理等を進めるため、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、学校施設についても、他のインフラと同様に長寿命化を進めるものとされた。令和2年4月には、学校施設環境改善交付金が改正され、より長寿命化改修を推進する方向性が示された。本市で計画的に進めている学校の大規模改修工事における、この改正による影響などについて、検討が必要になる。

2 補助制度の主な改正点

- (1) 効率的・効果的な長寿命化を目的として長寿命化改良事業に予防改修事業を創設
- (2) 大規模改造（老朽）事業に時限（令和4年度まで）を設定

3 大規模改修工事に適用される国の補助制度の概要（概算額）

	大規模改造 （老朽）	長寿命化改良事業	
		長寿命化事業	予防改修事業
事業期間	～令和4年度末で廃止	～継続	令和2年度～
対象となる工事内容	建物外部及び内部の両方を同時に全面的に改造する工事	建物一棟全体を長寿命化改良する全面的な改修。水道、電気、ガス管等のライフライン更新、コンクリートの中酸化対策、断熱、二重サッシ等の省エネルギー対策等	長寿命化を図るための予防的な外部改修工事及びその他長寿命化に資する工事
対象施設	建築後20年以上	建築後40年以上	建築後20年以上40年未満
算定割合	2/7	1/3	1/3
算定範囲	上限額：3億円	上限額：なし	上限額：1億円
工事費（校舎）	約7.8億円 ※1	約22億円 ※2	約7.8億円 ※1
補助金概算額 ※3	約0.8億円	約1.5億円	約0.4億円

※1：聖ヶ丘中学校改修工事の実績

※2：他自治体の長寿命化改修事例を参考に聖ヶ丘中学校規模で算出。仮設校舎5億円含む。

※3：他に大規模改造（トイレ）が約0.2億円など（改修内容による）